

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

規則	〇福島県財務規則の一部を改正する規則	二五	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	二五
告示	〇大規模小売店舗の変更の届出につ	二六	〇肥料の検査の結果の概要を公表する件	二五
			〇土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	二六
			〇市計画事業の事業計画の変更を認可した件	二五

## 規則

福島県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年三月十八日

### 福島県規則第十三号

#### 福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)の一部を次のように改正する。  
第二百三十五条第一項中「年三・三パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

#### 附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(入札監理課)

福島県知事 佐藤雄平

## 告示

### 福島県告示第百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一

項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年三月十八日から同年四月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
平成二十三年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称 二本松市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 二本松都市計画下水道事業(二本松市特定環境保全公共下水道)
- 三 事業認可の年月日 平成十二年一月十一日
- 四 事業施行期間(変更前) 平成十二年一月十一日から平成二十三年三月三十一日まで  
(変更後) 平成十二年一月十一日から平成二十九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 なし

(下水道課)

## 公告

### 公告第五十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、平成二十三年二月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。  
平成二十三年三月十八日

福島県知事 佐藤雄平

平成23年2月分

(特産肥料)

たい肥	生産業者、 輸入業者又は販売業者	届 出 名 (及び商品名)	検査の結果						備考		
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/ kg)	TZn (mg/ kg)	TCaO (%)		C/N (%)	水分 (%)
後藤 清		牛糞たい肥	1.3	1.1	2.7	4	98	2.8	14	39.0	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TNー窒素全量、TPーりん酸全量、TKー加里全量、TCuー銅全量、TZnー亜鉛全量、TCaOー石灰全量、C/Nー炭素窒素比、水分ー水分含有量  
(農業総合センター)

公告第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年三月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

伊達西根堰土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐々木 正太郎 伊達市梁川町東大枝字北町一三番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 大阪 藤夫 伊達市梁川町東大枝字愛宕前二〇番地一〇

(農村計画課)